

令和 2 年 第 7 回 定例会議

# 教育委員会会議録

令和2年9月29日

羽島郡二町教育委員会

## 令和2年第7回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年9月29日（火曜日）午前10時00分から午前11時17分まで

○場 所 岐南町役場 2階 会議室2-2

○会期の決定について

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 教育長の報告【資料1】 (別 冊)

○議 題

日程第3 議案第31号 令和2年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」(資料 5頁)  
(評価基準) について

日程第4 議案第32号 令和3年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について  
(資料 6頁)

○協議題

日程第5 (1) 羽島郡二町いじめ防止等のための基本的な指針の改定について【資料2】  
(別 冊)

(2) 羽島郡二町教育委員会被表彰者について【資料3】 (資料14頁)

(3) 夏休み子ども教室について【資料4】 (資料14頁)

(4) 郡学校及びグループコーディネーター研修中止について【資料5】  
(資料17頁)

(5) 次回(第8回)教育委員会定例会の開催について

【日 時】10月26日(月) 10時00分

【場 所】岐南町役場 会議室2-2

(6) 令和2年度第1回羽島郡二町教育委員会運営協議会の開催について

【日 時】10月26日(月) 13時30分

【場 所】岐南町中央公民館 講義室

(7) その他

○出席者

教育長	野 原 弘 康
教育委員	杉 江 正 博
教育委員	岩 井 弘 榮
教育委員	久 納 万 里 子
教育委員	西 雅 代

○説明のために出席した者

総務課長	林 武 幸
学校教育課長	古 田 隆 洋
社会教育課長	野 田 新 司

1 本日の書記

総務課長（管理監） 林 武 幸

---

【午前10時00分 開会】

△会期の決定について

◎教育長 それでは、只今から令和2年第7回羽島郡二町教育委員会定例会を始めます。

初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 異議なしと認め、会期は1日限りに決定しました。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 次に日程第1 前回の会議録の承認について、総務課長から報告します。

◎総務課長 前回の会議録の承認について報告します。

令和2年第6回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和2年7月28日（火）午前10時30分から岐南町役場 2階 会議室2-1で開催されました。

議題として、議案第25号 羽島郡二町教育長職務代理者の指名についてを議題として協議を行い、杉江委員を羽島郡二町教育長職務代理者に選任しました。

次に、議案第26号 笠松町公民館運営規則の一部を改正する規則についてを議題として協議を行い、総務課長より、「これまで別々に規定していた開館時間と使用時間の条項を統合するため、第9条を削除し、次条以降を繰上げ、改正後の第12条の使用者の義務について、敷地内を禁煙とするとともに、各種届出書の適用条項及び様式内の標記の一部を改正しようとするものです。」との説明を行い、委員から「第12条第2号の改正で、『火気は、所定の場所以外で行わないこと』は文章的におかしくないか。「火気の使用は」ではないか。様式については、火気使用となっており、意味は通じるが日本語としては変ではないか。」との指摘があり、「火気の使用は」に一部修正し、承認しました。

続いて、議案第27号 笠松町学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題とし、協議を行い、総務課長より、「この規則は、笠松町公民館運営規則同様、開館時間を使用時間に変更し、第9条の遵守義務について、敷地内を禁煙とするため、改正しようとするとともに、様式内の標記の一部を変

更しようとするものです。なお、先に指摘のありました部分が同じように出てきますので、修正の上、承認いただきたい。」との説明があり、原案を一部修正し、承認いただきました。

続いて、議案第28号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題として協議を行い、総務課長から説明があり、原案を承認しました。

続いて、議案第29号 優秀な教職員の認証及び表彰候補者の承認についてを議題として協議を行い、学校教育課長から、5名の教員の推薦と各表彰候補者の認証のための実績の説明があり、原案を承認しました。

続いて、議案第30号 令和3年度使用小中学校教科用図書岐阜地区協議会の協議結果についてを議題として協議を行い、学校教育課長より、「(1) 令和3年度使用小学校教科用図書選定案については、特別の事情がない限り、令和2年度と同様の教科用図書を選定することとしてよいか。(2) 令和3年度使用中学校教科用図書選定案については、すべての種目の教科用図書が採択の対象となり、令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の選定結果と同一の教科用図書を選定することとしてよいか。」との説明があり、2項目について、それぞれ説明し、質問や意見を求め、その後に議決しました。

次に協議題として、

(1) 教員採用選考二次試験の参観について、学校教育課長から、「8月17日に予定されている教員採用選考二次試験の参観について、時間等ご都合がつけば、参観される方について、申し込みします。」との説明を行いました。

(2) 各公民館の子ども向け講座について、社会教育課長から、「今年は夏休みが短縮され、8月頭からお盆前までに講座を組みました。岐南町では8つの講座があり、人気の講座は、午前午後に分けて行います。いずれも定員に近い人数が集まっています。笠松町は大きく2種類で、「化石をみがこう！」も「ソーラーカーをつくろう！」もほぼ埋まっています。今年度、数としては少ないが、充実した内容でやれたらと思います。」との説明を行いました。

(3) 次回(第7回)教育委員会定例会の開催について、総務課長から、「9月28日、29日の午前でお願いできればと思います。」との説明があり、29日の午前で日程調整し、ご案内することになりました。

(4) その他として、総務課長から、「岐南町社会福祉協議会から、評議員の推薦についての依頼があり、岐南町選出委員の方で推薦したい。」との説明があり、杉江委員を推薦することとしました。

以上が、令和2年第6回教育委員会定例会議の報告です。

◎教育長 以上の報告について何か質疑等ございますか。

【前回の会議録については承認】

◎教育長 では、前回の会議録については承認されました。

△日程第2 教育長の報告

◎教育長 続いて日程第2 教育長の報告をいたします。別綴じの資料1に基づき、報告します。

1. 水難事故の発生について報告。

2. 分水嶺という言葉は印象に残っていて、村田さんという方がJRの踏切

で高齢者男性を助けたが、助けた本人が、電車にはねられて亡くなった記事が2013年の新聞に載っていて、これが判断の難しさということを物語っていて、分水嶺という言葉から、勇敢なのか、蛮勇なのか、今回水の事故があったが、本来、水遊びは楽しいものだが、反面、危険性があります。今は行ってはいけない、危険だから行ってはいけないというが、でも水の楽しさもある。触れなければ命を落とすことはない。生きている上で水の大切さも当然あるし、上手に付き合っていかなければならない。そうした時に水や川に危険性があることを知った上で、付き合っていく場をいかに子ども達に味合わせるか、責任問題もあるので非常に難しいが、そここのところが非常に大事だと思います。

Society5.0のところで、人間が備えていた能力はどうなるのか。火も同じで、オール電化になってきています。ガスバーナーを理科で使うのですが、特別支援学級の子に理科を教えた時に、炎が見えればいいが、青白い炎はなかなか見えないが、熱は出ています。その子は炎が見えないので思わず、バーナーの上に顔を寄せた時に髪の毛が燃えてしまったこととか、大事だが危険がある。そここのところをどう子ども達に教えていかなければいけないかと思っていて、体験の場が大事であると思っています。最終的には、一人ひとりが状況を見極めて、その場でどう判断するかが大事だと思っています。結論は出ませんが、そういう部分を両方大事にしていかなければいけない。

コロナ禍の中で、それぞれの専門家が意見を述べています。例えば、運動会や修学旅行をコロナだから即中止だとか、本当にそれでいいのかと思うこともあって、それぞれの立場で命という視点からみれば、当然ない方がいいのかもしれないが、子ども達の成長の観点から考えた時、人と人との関わりから考えた時になくってはならないものだと思います。そのコロナ禍の中でどう実施していくか、一人の意見に流されるのではなく、いろんな意見を聞き、自分の考えもあるが、自分では気付かない点もあるので、こうした場で意見をいただき、気付かない点を教えていただければありがたいと思います。

児童生徒の現状からは、特に欠席状況については、スクールカウンセラーの積極的な活用に課題がみえてきたので、学校の教職員へのコンサルテーションというか、まず学校の職員とスクールカウンセラーがつながりを密にとって、そこを子どもに返していく、手立てが必要なことがみえてきました。

交通事故について、笠松が非常に多い。道路事情もあるかもしれないが、幸いにも大きなケガにつながってはいないが、真剣に考えないといけない。当然、子ども達の指導もされており、学校では、指導していると聞いている。学校を離れた時の自転車の乗り方も含め、見つめることが大事だと思います。

問題行動・虐待等ありますが、情報が入ってきていますので、そのような状況になっています。

修学旅行・運動会については、記載のとおりです。運動会については、形を変えて、どの学校も行う、また、行った学校もあります。保護者の参加が無いということで、ホームページで紹介している学校もありました。

修学旅行については、宿泊をしないことを条件に日帰り、行き先については、学校の判断です。

今日の議題にもありますが、いじめについては、新聞記事ですが、私の思いの中にエール岐阜で経験したこともあって、当然、被害者救済が第一で、行為は止めさせなければいけないが、いじめの根絶となった時に、何処にメスを入れるべきか、ここを忘れてはいけません。加害者もいろいろな先生の話を見ると、周りから囃し立てられてエスカレートしていくという状況があるという話も聞いています。加害者の中にも人に何か嫌がることをすることについては、心の中に劣等感があって、その部分を聞き出しながら解決していく取組が大事だと思います。

ここにある小森美登里さんは、娘さんが亡くなられたが、講演会をしていく中で、加害者の意識というところに目を向けた勉強になる記事でしたので、掲載しました。こうした感覚も持たなければならないと思っています。

学校のICT化のメリットというところで、木村健太さんが「未来の教室」でインタビューに応じているインタビューの中身ですが、ICTの導入によって、何がどう変わるか、どうしていくといいかというところを明確に示していると思いましたが、私も同感で、2つ視点があって、業務改善がなされて時間が生み出されると子ども同士の関わり、生徒とのつながりの時間が生まれるはずであり、そうなった時にベテランの知見というか、子供理解というものを発揮していかなければいけない。若い人はパソコンやタブレット操作は得意ですが、得意な部分は得意な部分で先生方と学び合いながら、そしてベテランの知見を活かして両サイドから迫っていくことができるようになってくるのではないかと。

授業という点で見た時には、今はネット社会でいろいろな知識が得られます。そうした時に、学校の授業として何が大事か改めて考える。そうした時に極論を言えば、課題に対して、ネットで調べることができるかもしれない。いろんな情報がある中でそれをどう組み合わせ、どう考えるか、自分の課題解決に向けていくか考える力が大事だと言ってみえる。是非、どのように学ぶか、これから学校訪問も始まりますので、先生方の意識改革にも触れていきたいと思っています。

4頁以降は、議会関係での一般質問です。

学校に伝えるべき内容を5頁以降に整理しました。その中で1番目にあるヤングケアラーは、郡内として把握はしていないが、もしかすると家族の支援で学校に行けていない子がいるのかもしれない。そうしたことも含めて家庭の理解をしていく必要があるかと思っています。6頁の子どもの権利については、是非、子どもを大事にして、そして教師と児童生徒の信頼関係の構築を図っていくことを大事にしながら二町の教育を進めていきたいと思っています。

最終ページは、校長会館から校長会報の原稿依頼で書かせてもらいました。

何かございましたら？

◎久納委員 笠松中学校の交通指導はされていると思うが、前回の委員会から本日までに全然違う場所で自転車の笠中生が飛び出して、場所も笠松駅、西笠松駅、柳津のジャスコ付近と生徒は真っすぐ走っていて、車側がブレーキをかけても見もしな

い。自分は通学路で慣れていて、毎日のことで止まるという意識をしていない。道路を横断するからには、止まらないにしても減速して、左右確認することは徹底してもらいたい。違う場所でも同じだと思うので、指導強化をしてもらいたい。

◎岩井委員 交通安全で言えば、笠松町は上半期高齢者運転者事故件数が県内ワースト2で、マナーという点も問題だが、もう一つは、道路整備や交通環境が笠松町は、行われているのか、これだけ事故が多いのであれば、どこで事故が起きているか、事故分布を含めて、行政に言わないといけない。町中でも車歩道が分離されていないし、交差点のカラー舗装もされていない。その点は遅れていると思う。

マナーを向上させる活動も大事だが、ハード整備の点で、十分かという点もみないといけない。

◎教育長 その話題は、学校運営協議会でも出ていて、町長にも、笠中でこれだけの事故があると報告をしていて、当然、学校でも安全指導をするのですが、指導してもそういう運転をするということは、伝わっていない。先ほどの伝わっていないことをどう受け止めるかを大事にしていかなければならないし、実際にそういう姿を見てもらって、報告いただいていることは、学校としては、やっているつもりかもしれないが、意識の中に入っていないということなので、町長にも道路事情について報告し、警察にもその辺りは伝えてあります。

◎岩井委員 大きな事故が起きてからでは大変ですから。

◎杉江委員 小さな事件事故で、安心な気持ちになっていると、そのうち、何件かの積み重ねの中には、大きな事故の可能性が出てくるので、いろんところで指導していかないといけない。事故が起きているのは、通学路が多いですか？通学路以外で起きてはいないですか？

◎久納委員 通学路だから余計に安心して走ってしまいます。

#### (議題)

△日程第3 議案第31号 令和2年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」(評価基準)について

◎教育長 それでは、議題に入ります。議案第31号 令和2年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」(評価基準)についてを報告します。

8月27日に点検評価委員会を行いました。そこでは、羽島郡二町の教育の基本理念だとか、両町の町民憲章や総合計画を受けて、4つの基本目標を立てています。4つの基本目標に対して、1・2・4については、学校教育、3については、社会教育ということで、それをかみ砕いていくと5頁のような、例えば、基本目標1「夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要な力の育成」に関しては、具体的にすると5つの項目にわかれています。その中でも重点項目を何にするか、そういったことについて説明しました。4つの基本目標に対して、学校教育と社会教育に関して具体的な項目を設けて、重点施策として取り上げています。基本目標の5について、「教育施策推進のための教育基盤の充実」ということで、特に4つの基本目標がありますが、2番目の教職員の働き方改革を今年重

点に進めていきたいと思っています。そうした説明の中で意見をいただき、最終的には、8頁の点検項目を整理して、各学校で評価をします。そして、二町のまとめをしていくことを行っていきます。

例年ですと7月に第1回の中間評価を行っていますが、今年はコロナ関係で6月からしか、学校が再開されなかったため、7月の実施はできませんでした。2回行うことが難しい状況なので、今年は12月に1回ということで、これについては、またまとめてから報告をします。

この件についてはよろしいでしょうか？

△日程第4 議案第32号 令和3年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

◎教育長 続いて、日程第4 議案第32号 令和3年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択についてお願いします。

◎学校教育課長 議案第32号 令和3年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択の結果について報告します。来年度の教科用図書については、前回の定例会で採択案が承認されました。その旨を岐阜地区採択協議会長に報告したところ、7月31日付で岐阜地区採択協議会長より、採択が完了した旨の通知がありました。この結果については、前回の定例会で承認された案と同一です。

◎教育長 日程第4 議案第32号 令和3年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択については、よろしかったでしょうか？では次に協議題に移ります。

(協議題)

△日程第5 (1) 羽島郡二町いじめ防止等のための基本的な指針の改定について

◎教育長 (1) 羽島郡二町いじめ防止等のための基本的な指針の改定についてをお願いします。

◎学校教育課長 (1) 羽島郡二町いじめ防止等のための基本的な指針の改定についての資料は、別冊で資料2をご覧ください。

基本方針策定の法的根拠は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条により、地方いじめ防止の基本方針は、定めによると努力義務が定められています。また、国の基本方針「いじめ防止等のための基本的な方針」は、平成25年10月に策定されましたが、その中には、特に教育委員会においては、特段の理由がある場合を除き、地方いじめ防止の基本方針を策定することが望ましいとなっており、二町教育委員会としても、平成26年に策定しました。今回26年に策定したものを見直して、改定しようとするもので、案としてお示しするものです。

本日は、資料の説明をして、今後、意見をいただき、年度内に方針を最終決定していきたいと思えます。新旧対照表をご覧ください。

改定案については、赤字のアンダーラインのところが修正あるいは追記として示しています。見直す観点を4つ決めました。1点目は、町の方針が学校の方針とつなぎ目となっているか、2点目が、国は3年前に基本方針を改定していてそれに合わせて県も基本方針を改定しています。国や県との方針間にずれがないか、3点目が、法律や基本方針ができて全国でいじめが発生していて、その都度、その教訓が基本方針には盛り込まれています。とりわけ、問題にされるのは、いじめの認知であるとか、組織的な対応ができていたか、こうしたところがよく



指摘されています。その部分が基本方針に盛り込まれているかどうかをみてきました。4点目が、万一、重大事態が発生した場合の対応が、具体的に記載されているかを見直しのポイントとして考えてきました。

改定した主要な部分について、説明します。

30頁には基本理念として見出しを付けています。当初もありましたが、そこにさらに、家庭においてはという部分、そして地域においてはという部分、この部分を付け加えました。いじめ問題にあつては、学校だけでなく、家庭や地域においても同じように力添えをいただき、子ども達を見守っていくことに注視しました。

続いて、その下の2. いじめの定義です。いじめの定義については、法にも載っていますが、「いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人に相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。」ここを強調して付け加えました。昨年岐阜市であったいじめについて、新聞記事を見ると本人に担任が聞き取りをしたら、本人は「ふざけの延長です。いじめと思われるのは心外です。」と担任に答えたと言っています。まさに、本人が否定しています。だから大人はそういう場面があるということ認識することが大事です。

次に、31頁の後半から32頁にかけては、具体的ないじめの中身について、示しました。とりわけ32頁の冷やかしの、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれなどこういったことがいじめであると、中には犯罪としても認定されるようなお金をたかるとか、暴力的な行為だとか、そういったことについても、いじめとして捉えて、必要な場合は、警察をとということも示してあります。

続いて、32頁のいじめの理解は、改定前は記載していない部分で、付け加えました。特にいじめの理解の二段落目「また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体に『いじめをしない！させない！許さない！』という雰囲気生まれるようにすることが必要である。」これも昨年度の岐阜市の新聞記事で、先生に訴えた生徒が2人いたということですが、実際にいじめをみたアンケートに書いた者が100人近くいました。やはり傍観者の存在が、大事でこれをいかに指導していくのか、その大切さを浮き彫りにしたことも書いてありましたので、この部分は大事にしていきたい。

次にいじめの防止等に関する基本的な考え方です。ここは大きく(1)と(2)から(5)まであり、改定前にも示してありますが、より具体的にということで、追記しています。(1) いじめの未然防止、(2) いじめの早期発見、(3) いじめへの対処、(4) 家庭や地域との連携、(5) 関係機関との連携です。特に、34頁の最後の三行、「このため、教職員は、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。」ということを確認していききたい。岐阜市の事案を見ても、担任が、ルーズリーフで知り、そのル

ーズリーフは副主任とは共有したが、組織にはあがっていなかったと指摘されています。ですから、担任に対して、どのような流れで動くのか、日頃から研修していくことの重要性を強調していきたいと思い、追記しました。

続いて、36頁 第2. いじめ防止等のための羽島郡二町の施策ですが、二町としてどんなことをやっていくのか追記しました。2. 組織等の設置で、二つあり、一つ目が、「羽島郡二町いじめ問題対策連絡協議会」二つ目が、「(仮称)羽島郡二町いじめ問題対策委員会」です。一つ目は法第14条第1項の趣旨に基づいて設置するものです。これは、日ごろから関係機関との連携を図るという協議会です。二つ目のいじめ問題対策委員会は、万一、重大事案が発生した場合、いわゆる調査する委員会を持ちたいと思っています。その部分は37頁の「また、法第28条第1項に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織の機能も有するものとし、重大事態への速やかな調査実施に備える。」というものです。二町としてこの委員会がまだ立ち上っていません。これを立ち上げるためには、各町で条例を設置しなければいけないことがわかり、岐南町としてのいじめ防止条例、笠松町としてのいじめ防止条例を設置し、それに基づいて、対策委員会を定めていきたいと考えています。こうした準備も年度内に整備して、来年度から、進めていけるよう考えています。

続いて、37頁3. いじめの防止等に向けた具体的な施策ということで、ここでは、県の事業と二町の事業の両方載せています。

続いて、38頁第3いじめ防止等に学校が果たすべき施策ということで、学校の具体的な対応ですので、大変重要なものになってきます。以前、国の担当者に聞いたところ、「国が示す方針は、最低限ここまでやってくださいというものなので、やるべきことをやらないと後はそちらの責任ですよ。」と言われました。ですので、ここで示した内容は、かなりの部分、国の方針を準拠したものを入れました。これを見れば、学校の基本方針はきちんと作れるたたき台となるものを示したいと思って追記しました。順番に、1 学校いじめ防止基本方針の策定の(1) 学校いじめ防止基本方針を定める意義、(2) 学校いじめ防止基本方針の内容、(3) 学校いじめ防止基本方針の留意点です。ここは既に学校の方には、昨年度の段階で示していて、学校はこれに基づいて、基本方針の見直しをしてもらっています。中身にも書いてありますが、40頁の6行目「当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。」と、つまり学校は、方針を一回作ったから、終わりではなく、常に見直しを図ってくださいということもここに示しています。学校に基本方針の見直しを常に求めています。

続いて、40頁の2学校におけるいじめの防止等の対策のための組織ということで、組織の重要性は先ほども触れました。ここに組織の役割と留意点というものを国の基本方針に基づいて、追記しました。ここで重要となる部分が42頁の6行目「教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。学校として、学校いじめ

防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。」このことについても昨年度の岐阜市の事案で、本当にここがちゃんとできていたかを指摘されたところです。学校で陥りがちなのは、担任が子どもからいじめ情報をキャッチする。ところが、担任サイドで、悪ふざけと判断してしまったり、親から訴えがあった時に、思い違いですと担任レベルで判断してしまって、大きな間違いを起こすことがあります。そうではなく、そうしたのも一人で判断せずに、必ず組織に報告する。組織は、それをどのように対応するかを判断する。そうしたものをマニュアルに明記してくださいということが書かれています。この部分も昨年度の段階で各学校にお願いし、学校のマニュアルを見直してもらって、改定したものを提出してもらっています。

次、43頁3学校におけるいじめの防止等に関する措置ということで、（1）いじめの未然防止、（2）早期発見、（3）いじめへの対処について具体的に示しています。とりわけ強調しておきたいことは、45頁下から5行目「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。」の部分です。これは、3年前の国の改定された部分で、これまでの事案の中で、双方が謝ったのでいじめが解消されたとして、そのまま放置していたら、実はその問題は、子ども達の中ではいじめは解消されていなくて、気が付いた時には、大変なことになっていたことがあったということで、いじめの解消の経緯を①いじめに係る行為が止んでいること。次頁、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この2点が要件であるということで、具体的に示したものです。学校からいじめの報告ももらっていますが、「こういう指導をしました。現在も見守っています。」という見守りの報告ももらっています。

最後になりますが、第4重大事態への対処です。重大事態とは、47頁の真ん中、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神的な疾患を発症した場合、これが、法に定める第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」のいじめの重大事態です。それに加え、第2号の「相当の期間」いじめにより、休んだ場合のいじめ不登校を重大事態と呼んでいます。学校にこれなくなったことも重大事態と捉えています。これもきちんとした対処が必要で、具体的に明記しました。具体的には、（2）重大事態の報告、教育委員会に報告することはもちろん、教育委員会は首長に報告することになっています。48頁に入り、（3）重大事態の調査、この調査については、①にあるように教育委員会が主体として行う調査、学校が主体として行う調査の2つの場合があると考えられます。よく報道にあるのは、教育委員会が行う第三者委員会が行う調査です。調査委員については、先ほどの第三者委員会を主体として、動ける形を作っていきたいと考えています。②は組織について触れています。③が調査を行う場合の留意点です。（4）については、調査結果の報告と提供について示されています。

50頁では、再調査が明記されています。教育委員会の第三者調査に基づいた結果で、被害を受けた方が、納得がいかない場合に再調査を求めることができます。そうした場合に、再調査委員会を町長部局で定める委員会で行うことがここに明記されています。具体的に明記したものが、全体の基本方針で、特に19頁

に別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を示しました。ここには、学校がより具体的に対応しなければいけないポイントが、国の方針に示してあり、それを町の方針にも付け加えることは、重要であると考えて、ここにも付けています。

一つだけ紹介すると24頁の9行目「児童生徒から学校の教職員にいじめ(疑いを含む)に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は『報告・相談しても何もしてくれない』と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」記されています。この部分は、岐阜市の事案でも即日のチェックが無かったようで、数日後に組織にあがってきたと聞いています。他の業務に優先してというところを強調して、学校では対応しているが、この部分は、繰り返し学校には伝えていきたいと考えており、基本方針にも盛り込みました。基本方針の説明は以上です。今後、委員の意見をいただきながら、年度内に改定案を示していきたいと考えています。条例に関しては、町長部局と連携をして進めていきたい。

◎教育長 大変ボリュームのある内容で、要点をかいつまんで説明しましたが、今思われたことがあれば、お願いします。

◎岩井委員 来年度からスタートさせるということで条例も制定するということですが、今からもその働きかけはしているのですか？行政当局には、

◎教育長 具体的にはこれからです。

◎岩井委員 行政の時間的なタイムリミットは？

◎総務課長 基本的なスケジュールは、対策協議会の委員の報酬の支払いの関係から、タイムリミットとしては、令和3年第1回定例会、予算議会に同時並行で条例を上程できればと思います。もう一度、12月議会がありますので、施行日を令和3年4月1日として、12月議会に上程できれば一番早いタイミングになります。

◎岩井委員 大変だろうなと想像できますので。

◎教育長 整理の必要性を感じていますので、やらなければいけないと思っています。

◎岩井委員 国や県が整理を終えているので、当然対応していかなければいけない。動ける組織は必要で、行政的にもきちっと作らないといけないので、大変だろうと思います。

◎久納委員 すごく具体的に緊急度の高いものや緊急度が高くなさそうに思っているもほっとはいけないことが定義に書かれているので、学校現場では、いいマニュアルになるのではないかと思います。町とも連携して早急に作っていかなければいけない。

◎岩井委員 運営協議会ではこれを出しますか？

◎教育長 今度出します。また、気付かれたことがありましたらお聞かせください。次に協議題(2)羽島郡二町教育委員会被表彰者について、お願いします。

◎総務課長 羽島郡二町教育委員会表彰規則及び表彰規則取扱い要領に基づき、羽島郡の教育、学問及び文化の振興発展に貢献した者を表彰することを目的として実施しており、表彰基準としては、上段右側に表彰規則取扱い要領の基準を表示してい

ます。

学校教育関係では、規則第2条第3号に掲げる多年(20年以上)、委員会事務局及び委員会の所管に属する学校又は教育機関に勤務して成績優秀な者、

社会教育関係では、規則第3条第1号に掲げる学校教育、社会教育及び保健体育の振興発展に貢献して、その功績が顕著な者として、社会教育関係委員として15年以上尽力し、社会教育の振興発展に貢献した者、社会教育関係団体長として10年以上尽力し、社会教育の振興発展に貢献した者、社会教育(含スポーツ)の指導者として15年以上後進の指導者育成に努め、その功績が顕著な者、社会教育団体として、設立以来10年以上にわたって活発に活動し、功績が顕著な団体となっています。今年度も両町の小中学校及び教育関係機関に照会したところ、下記の方の表彰候補者推薦がありました。表彰候補者について、功績事項について順次、説明します。(功績事項省略)

- ①川松 雅史 氏【(校長) 松枝小学校】
- ②伊藤 由起子 氏【(教諭) 笠松小学校】
- ③加藤 博文 氏【(一位会) 岐南中学校】
- ④岐南おはなしの会・代表 伊藤美喜子 氏【岐南町図書館】
- ⑤森 英信 氏【(文化財保護審議会委員) 笠松中央公民館】
- ⑥後藤 千寿 氏【(青少年育成推進員) 笠松中央公民館】

以上、個人が5名、団体が1団体の推薦がありましたので、表彰者の決定について協議をお願いします。

◎教育長 今の提案に対して、ご承認いただけますか。

【承認】

続いて、(3)、(4) 続けてをお願いします。

◎社会教育課長 資料14・15頁をご覧ください。(3) 夏休み子ども教室についてです。

授業日が増えたことで、短い期間の中で、これらの講座を開催して、岐南町、笠松町ともに、ほとんどの講座で定員に近い人数が集まりました。

ただし、岐南町の「かわいいクマの焼き絵に挑戦」は3日間に分けて行いましたが、日にちによっては、人数の少ない日がありましたので、こちらについては、来年度、1日で行うとか、改善が必要だと思います。

15・16頁には、当日の様子を載せました。子どもも保護者も楽しみながら、作品作りを行っていたので、大切にしていかなければと感じました。

次に、資料5です。例年、学校及びグループコーディネーター研修会を8月に行っていました。当初は、やる予定でいましたし、玉川大学の先生に岐阜まで来ていただく計画でしたが、途中で県と相談して、リモートでやろうかという試みで、その後、参加者は高齢者が多いということで、中止ということで決断しました。資料は関係者への配布文で事後報告になりましたが以上です。

◎教育長 報告をさせていただきました。よろしかったでしょうか?では、最後に(5)、(6)をお願いします。

◎総務課長 (5) 次回(第8回)教育委員会定例会の開催については、通常皆さんのご都合を聞いて決定するのですが、次回については、首長・議長が入った羽島郡二町教育委員会運営協議会がありますので、先に日程を押さえ、10月26日(月)午後1時に運営協議会を開催しますので、午前に定例会議を行い、午後から運営協議

会会議という形で後日、案内します。

◎岩井委員 昼食はどうしますか？

◎総務課長 お尋ねしようと思っていましたが、慣例で同様でよろしいでしょうか。

◎岩井委員 お願いします。

◎教育長 (6) その他、何かありますでしょうか。

◎岩井委員 定例会の案内が概ね1時間の予定で出されているが、県など短縮してやるよう受けられているかもしれないが、時間が短いように思うので、時間を1時間30分位とってもいいのではないかと思うが、どうですか？

◎杉江委員 いいと思いますよ。

◎岩井委員 従来は時間を取っていましたので、コロナ以降、会議は短くということはあるとは思いますが。

◎教育長 こちらとしても、ご意見をいただけるので、よろしければそんな形で、よろしいですか？

これもちまして、令和2年(第7回)定例教育委員会を閉会いたします。

【午前11時17分 閉会】